

常陸太田市市民雇用奨励金交付要綱

平成 28 年 3 月 31 日

告示第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、常陸太田市（以下「本市」という。）への定住の促進を図ることにより人口の減少を抑制するとともに本市内の企業が求める優秀な人材を確保することを目的として、企業に対し予算の範囲内で常陸太田市市民雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、常陸太田市補助金等交付に関する条例（昭和 30 年常陸太田市条例第 61 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象事業者 本市内に主たる事業所若しくは勤務地を有する雇用保険適用事業者又は市長が認めたものをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業者又は風俗関連営業者を除く。
- (2) 学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める学校等教育施設又は市長が認めたものをいう。
- (3) 市民 対象事業者の雇用日前 1 年間継続して市内に居住を有する者又はその者と生計を一にする家族が本市の区域内に住所を有する者をいう。
- (4) 正規雇用者 雇用期間の定めがなく、その事業者で正社員、正職員と位置づけられた雇用であり、1 週間の所定労働時間が同一の事業者には雇用される通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（1 週間の所定労働時間が 30 時間未満の者を除く）として雇用する者をいう。

(奨励金の交付対象者)

第 3 条 奨励金の交付対象となる対象事業者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 雇用日前 1 年以内に学校に在籍していた市民を、平成 28 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに正規雇用者として雇い入れ、1 年以上継続して雇用した場合。
- (2) 奨励金交付申請年度の前年度の求人において、対象事業者の都合による内定取消し及び求人取消しをしていないこと。
- (3) 奨励金交付申請年度及びその前年度に、対象事業者の都合により他の正規雇用者を解雇していないこと。

(4) 本市の市税等の滞納がないこと。

(5) 対象事業者の代表者又は役員の子親等以内の親族を雇用したものでないこと。

(奨励金の交付額)

第4条 奨励金の額は、交付対象となる市民雇用1人当たり100,000円とし、予算の範囲内で交付する。ただし、常陸太田市企業等立地促進条例第4条第3号に規定する奨励金の対象となる雇用者は除外するものとする。

(交付期間)

第5条 奨励金の交付期間は、初めて交付を受けた年度から3年を限度とする。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする対象事業者（以下「申請者」という。）は、市民を雇い入れた日から起算して1年経過後6月以内に、常陸太田市市民雇用奨励金交付申請書（様式第1号）に市民雇用年月日等証明書（様式第2号）、その他の必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、これを正当と認めるときは奨励金の交付を決定し、常陸太田市市民雇用奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により当該申請者に速やかに通知するものとする。

(奨励金の請求)

第8条 奨励金の交付の決定を受けた申請者は、前条に規定する交付決定通知書を受理した後、30日以内に常陸太田市市民雇用奨励金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(奨励金の交付)

第9条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金の取消し又は返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為により奨励金の交付を受けたときは、奨励金の交付決定を取消し、既に奨励金の交付があるときは、奨励金の全額若しくは一部を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和 8 年 9 月 30 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付申請した者で、当該交付申請にかかる交付決定を受けたものについては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（平成 30 年告示第 2 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年告示第 33 号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

常陸太田市長 殿

申請者 所在地
事業者名
代表者名

印

常陸太田市市民雇用奨励金交付申請書

常陸太田市市民雇用奨励金交付要綱第 6 条の規定により次のとおり申請します。

記

奨励金の名称		常陸太田市市民雇用奨励金
奨励金の申請金額		円
申請者	主たる業種	
	雇用保険事業者番号	
対象となる市民雇用の数		人
添付書類		
1 市民雇用年月日等証明書（様式第 2 号）		
2 市民であることが確認できるもの（住民票の写し等）		
3 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業者控えの写し）		
4 市民の雇用条件がわかる書類（雇用契約書，労働条件通知書の写し）		
5 事業者の市税納税証明書		
6 卒業証書又は卒業証明書の写し		
7 その他市長が必要と認める書類		

様式第2号（第6条関係）

市民雇用年月日等証明書

1	氏名		生年月日 (雇用時の年齢)	年 月 日 (満 歳)
	住所	常陸太田市		
	雇用年月日	年 月 日		
2	氏名		生年月日 (雇用時の年齢)	年 月 日 (満 歳)
	住所	常陸太田市		
	雇用年月日	年 月 日		
3	氏名		生年月日 (雇用時の年齢)	年 月 日 (満 歳)
	住所	常陸太田市		
	雇用年月日	年 月 日		
4	氏名		生年月日 (雇用時の年齢)	年 月 日 (満 歳)
	住所	常陸太田市		
	雇用年月日	年 月 日		
5	氏名		生年月日 (雇用時の年齢)	年 月 日 (満 歳)
	住所	常陸太田市		
	雇用年月日	年 月 日		

上記のとおり証明します。

年 月 日

申請者 所在地
事業者名

代表者名

⑩

第 号
年 月 日

様

常陸太田市長

㊟

常陸太田市市民雇用奨励金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった常陸太田市市民雇用奨励金について、常陸太田市市民雇用奨励金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 奨励金交付決定額 金 円
- 2 不交付決定理由

（教示）

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に常陸太田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、前項の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、常陸太田市を被告として（訴訟において市を代表する者は常陸太田市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、前項の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 前2項の規定に関わらず、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

常陸太田市長 殿

申請者 所在地
事業者名
代表者名

印

常陸太田市市民雇用奨励金交付請求書

年 月 日付け、第 号で交付決定通知のあった常陸太田市市民雇用奨励金を下記のとおり交付されたく、常陸太田市市民雇用奨励金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

1 奨励金交付請求額 金 円

2 振込口座

金融機関等名	(本店・支店・本所・支所)
口座種別	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	